

営利利用と非営利利用の区分について

令和5年12月28日

ワークファンルームでは営利目的での利用を禁止しています。

【営利利用】次の場合はワークファンルームを利用することはできません。

- ①物品、不動産の販売、買取、商談等
- ②商品の販売、展示、相談会、商品説明会、外部向け講演、講座、セミナー等
(有料、無料に関わらず外部向けは営利目的とみなします。)
- ③営業活動、勧誘活動等
- ④①～③までに照らして施設管理者が営利利用に当たると判断する利用

※1 ワークファンルームの利用は市内中小企業・中小企業団体・労働団体等に限り、川口市内に事業所等をお持ちでない場合は利用できません。

【非営利利用】次の場合は利用可能です。

利用の態様	利用者・利用例
(1) 営利を目的としない法人・団体の活動、無料催事	営利を目的としない法人・団体 (例) 商工会議所、商工会、労働組合、農業協同組合、医療法人、学校法人、財団法人、社団法人、社会福祉法人、公益財団法人、公益社団法人、NPO法人等
(2) 国家資格を有し、特定の職業に従事する者の団体の活動、無料相談	国家資格を有し特定の職業に従事する者の団体 (例) 弁護士会、税理士会、司法書士会、土地家屋調査士会、行政書士会等
(3) 企業の内部利用等	会社説明会、採用試験、総会、理事会、会議、打ち合わせ、社員教育の為に研修会(※2)、講演、講習会等

※2 次の場合は利用可能

- ・利用団体が自ら講師を招いて研修会を実施し、講師に謝礼金を支払う